

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8 年 8 月 1 0 日

福島県相双地方振興局長

工事（委託業務）番号	第 2 6 - 0 1 2 6 0 - 0 0 0 3 号
工事（委託業務）名	南相馬合同庁舎南庁舎トイレ改修（第 1 期）工事
質 問 事 項	
1. 設計図 A-04 特記仕様書（3）及び A-12 平面詳細図他にて、新設天井廻縁は「アルミ製」と記載ありますが、設計書 32 頁では「塩化ビニル製」となっています。設計書の「塩化ビニル製」を正としてよろしいでしょうか。 2. 設計図 A-11～12 トイレ出入口の既存杢摺「テラゾーブロック撤去」、改修後の新設「SUS 製杢摺」及び、それに伴う「建具周囲モルタル詰め」の項目が設計書に記載ありません。変更協議の対象となるでしょうか。 3. 設計図 A-18 展開図にて、廊下手摺の取り外し、再取付けと記載ありますが、設計書に記載ありません。また、出入口開口寸法変更に伴い、手摺の切詰めが必要になると思われます。併せて、変更協議の対象となるでしょうか。 4. 設計書 32 頁 内装改修工事にて「天井ロックール化粧吸音板撤去・再取付」とありますが、ロックール吸音板を再取付け出来るように撤去するのは技術上困難と思われます。張替えとする変更協議の対象となるでしょうか。 5. 設計図 A-12～13 外壁既存開口塞ぎ部（200φ）に、「あと施工アンカーD10 ケーゴのうえコンクリート充填、モルタル t20 塗りのうえ複層塗材 E」と記載ありますが、設計書にあと施工アンカーD10 及び外部モルタル塗りの項目がありません。変更協議の対象となるでしょうか。また、複層塗材は設計書の通り「RE」を正としてよろしいでしょうか。 6. 設計図 A-24 外構図 外部配線経路の AS 舗装撤去復旧箇所にて、上層路盤の他下層路盤 RC-40 150t と記載ありますが、設計書 36 頁の通り、上層路盤 RC-40 150t のみと考えるよろしいでしょうか。 7. 設計図 A-12、14 他にて、トイレ改修後の天井下張り材は石膏ボード t=9.5 となっていますが、設計書 32 頁では下張り GB-R 厚 12.5 となっています。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	

回 答 事 項
1. 貴見のとおりです。 2. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。 3. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。 4. 福島県工事請負契約約款第 18 条に該当する場合には、協議の対象とします。 5. あと施工アンカーD10 及び外部モルタル塗りについては、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議対象とします。また、複層塗材については、貴見のとおりです。 6. 貴見のとおりです。 7. 設計書 32 項のとおりです。